

国立大学法人滋賀大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>滋賀大学は、地域に根ざした視点とグローバルな視野とをあわせもつ知の拠点として、学士課程・大学院を通じて、幅広い職業人の養成に力を入れるとともに、現代的な課題に対応できる高度な専門職業人を養成することを基本的な任務とする。さらに国立大学としての社会的使命を果たすために、学術機能の一層の充実を図り、その成果をもって地域社会に貢献し、大学固有の特色を発揮するオンリーワンの創成をめざす。</p> <p>教育・研究上の重点領域としては、現代社会において、サステナビリティの確立が最も重要な課題であることから、環境とリスクをとり上げる。</p> <p>環境については、琵琶湖を擁する滋賀県に位置する特色を活かしながら、地球環境の課題にまで視野を広げ、これまで進めてきた環境教育や環境政策についての先進的、かつ国際的な教育研究を一層充実させる。</p> <p>リスクについては、地球的規模のリスク社会の到来に伴い、リスクマネジメントの重要性に鑑み、地域から世界に及ぶさまざまなリスクに関する課題に対して総合的・学際的な教育研究を進める。</p> <p>学士課程の目標として、近江の伝統文化のもつ実学の精神や実践への意欲を活かし、堅実な専門性と豊かな人間性とをあわせもち、高い倫理観と責任感を備えた人材を養成する。</p> <p>また常に社会の評価を真摯に受け止め、教育・研究内容の刷新を図るとともに、学生にとって学びがいきいきあり、教職員にとって働きがいのあるキャンパス作りと大学運営に邁進する。</p>	

<p>◆中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間（平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>本学がこの中期目標を達成するため、教育学部、経済学部、大学院教育学研究科及び経済学研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>①学士課程</p> <p>○本学の教育理念に沿って、職業人としての専門性と社会人としての基礎能力、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼ね備えた人材を育成する。</p> <p>○グローバルスタンダードを考慮し、学士号の実質化を推進する。</p> <p>○教育方法を工夫し、学生が自主的・自律的に物事を考え、行動できる能力や実践力を育成する。</p> <p>○本学の教育理念に沿って学士力育成の基礎となる能力を有する多様な人材を受け入れる。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①学士課程</p> <p>○第 1 期中期目標期間の成果を踏まえ、引き続き教育課程の改革を推進する。</p> <p>○専門科目を有機的に関連付けて、専門教育課程の体系化を行い、環境・リスク等の重点領域の一層の充実を進める。</p> <p>○教養教育の質の向上を図るため、新たな全学的体制を構築し、特色ある教養科目を開発する。</p> <p>○コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、問題解決力など社会人として必要な基礎力を向上させる。</p> <p>○学生の授業外学習への取り組みを促すとともに、学習到達度を把握し単位制度を実質化する。</p> <p>○体験型科目、プロジェクト科目など、問題解決力や実践力を高めるための科目の支援体制を充実させる。</p> <p>○情報技術や教育工学を積極的に活用し、多様な教育方法を開発する。</p> <p>○アドミッション・ポリシーを見直し、それに基づいたオープンキャンパス等の積極的な展開、高大連携の強化、国際社会のニーズへの対応を図る等、入学者選抜に向けた改善を行う。</p>

②大学院課程

○修士号・博士号の質を保障するための教育の実質化を推進し、専門分野における高度な知識と研究能力、実践力を有する人材を育成する。

○高度専門職業人として、専門分野の研究への意欲を持ち社会に貢献しうる人材を受け入れる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

○本学の教育理念を実現するために、教育の実施体制を適切に整備する。

○学生の自ら学ぶ力・実践力を高めるために、学習環境の一層の充実を実現する。

○教育の質を改善するために、教育活動を点検する体制及びFD活動の実施体制を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標

○充実した学生生活を支えるために、総合的な学生支援体制を強化する。

②大学院課程

○第1期の成果を踏まえ、教育課程の改革を推進し、高度な専門知識に基づく問題解決力を育成するための、科目を開発整備する。

○成績評価基準及び学位授与基準を検証し、厳格な成績評価・審査を実施する。

○社会の多様なニーズに対応するために、アドミッション・ポリシーを見直し広報活動を充実させ、就学制度や選抜方法を工夫改善する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教育の実施体制を検証し教育組織の見直しを行い、必要に応じて整備する。

○社会人や現職教員など、多様な人材を教育スタッフとする制度を整備する。

○学生用図書や情報機器の充実など、多様な学習形態に即した教育環境を整備する。

○FD研修会や教員相互の授業参観などを通して授業改善を行い、教育表彰制度を設け、教育力を向上させる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生の状況に応じてリメディアル教育や習熟度別クラス編成の実施などの、学習支援を充実させる。

○修学状況に問題のある学生に対する支援を強化し、留年状況等の改善を図る。

○社会の変動等に対応して学生の経済的ニーズを把握し、各種支援施策を実施する。

○健康診断の受診状況を改善し、心身の健康維持を支援する相談体制や学習啓発の機会を充実する。

<ul style="list-style-type: none"> ○学生のニーズに応じたキャリア教育を基に、就職支援活動を充実する。 ○充実した学生生活を送り、社会人としての基盤を身に付けるために、課外活動の支援を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種プログラムによりキャリア教育、就職支援を充実させるとともに、外国人留学生へのキャリア支援を強化する。 ○特色ある課外活動、ボランティア活動、学生自主企画等、課外活動支援のための施策を実施する。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点領域である環境やリスク研究を推進し、世界につながる研究拠点の形成に取り組む。 ○地域の諸課題に応え、知の拠点としての機能を充実する。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点領域の研究をはじめ、特色ある研究成果が得られるための研究環境を整備する。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育や環境政策等について、国内外の先進的な研究機関や研究者との共同研究を推進する。 ○リスク研究の拠点として、多様な分野のリスクについてのプロジェクト研究を推進する。 ○学内の資源を活かした共同研究、プロジェクト研究を推進する。 ○学術情報リポジトリの充実や滋賀大学出版会の設立、近江商人など地域に関する資料の収集・公開により大学の情報発信機能を強化し、研究を活性化する。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点領域等の研究の推進にあたっては、学内横断的な教育・研究組織を立ち上げて組織的な支援体制を構築する。 ○サバティカル制度など、集中的に研究時間を確保するための制度を充実する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の知的・文化的拠点として、学内の知的資源を有効に活用し、人材養成に貢献する。 ○大学や自治体等と連携して、地域振興のニーズに応え諸課題の解決に貢献する。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズに応じて公開授業・公開講座・講演会を実施するとともに、環境学習支援士など地域と連携した人材育成プログラムを提供する。 ○地域ブランドの創出等を支援するなど、産業振興のための産学公民連携プロジェクトを充実する。

○地域社会への学生参加を積極的に推進し、学生の社会性の向上を図る。

(2) 国際化に関する目標

○本学のこれまでの国際交流や今後の教育研究のあり方を踏まえた国際的連携を進める。

○留学生30万人計画に対応し、留学生を受け入れるための学習環境を整備する。

(3) 附属学校に関する目標

○附属学校の組織運営上・業務運営上の改善を行う。

○教育実習の中核的な実施機関としての責任を遂行する。

○地域における先進的な教育研究実践校としての役割を充実させる。

○地域の大学や自治体との連携を強化し、地域関連事業の企画や共同事業・プロジェクト研究を推進し、地域の知の拠点としての機能を高める。

○学生自主企画による地域の各種活動等への参画や地域社会との交流を支援する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○東アジア・太平洋地域との交流の質を高めるとともに、新たな地域や機関との連携を推進し、研究者の相互派遣、スポーツ・文化交流などを発展させる。

○グローバル化に対応した人材養成の強化のために留学促進の教育プログラムおよび支援制度を整備・拡充する。

○ダブルディグリー・秋季入学などの大学間国際交流の多様なニーズに対応するために、新しい修学制度を整備する。

○留学生に対する日本語教育や外国語による指導の充実、経済的支援、施設整備など、留学生支援策を充実させる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○附属学校運営委員会・部会の整備など、大学との情報共有や運営体制構築に関する第1期の改革の成果を点検し、さらに一体的運営を推進する。

○地域社会や自治体との連携を通じて、地域に開かれた運営体制を構築する。

○教育学部の改革にあわせ、教育実習の運営・指導方法の改善を行うとともに、公立学校における教育実習との有機的な連携を進める。

○大学の教育研究や教員養成への附属学校の活用を促進し、ICT活用、リスク管理など、今日的な教育課題に応えるための取り組みを充実させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

①教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し

- 大学の戦略的構想を明確にし、それを実現する機動的な教育研究組織の編成に向けて見直しを行う。

②人事制度の改善

- 教職員の評価システムを拡充し、適正な処遇のシステムを整備する。
- 事務職員の採用・学内昇任人事に関する制度を改善する。

③戦略的な学内資源配分

- 全学的な経営戦略を踏まえ、財政、人事、組織などの学内資源を適正に配分する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し

- 大学の将来ビジョンを協議する組織を設け、教育・研究組織の整備に係る中長期的な構想を策定する。
- 学長のリーダーシップにもとづき滋賀県内国公立大学等との連携を強め、相互の資源を活用しながら知の拠点としての整備をすすめる。
- 教職大学院の設置を視野に入れ、教員配置の検討を進めるとともに、大学院における教員養成の高度化のため、地域の教育委員会や公立学校との連携を強化する。

②人事制度の改善

- 教員の自己評価制度を一層充実させるとともに、教育研究活動等に対する評価を、処遇に反映させる。また、事務職員の能力・実績に基づく人事管理を推進するため、人事評価システムの必要な改善を行う。
- 事務職員の採用は近畿地区統一採用試験を基本としつつ、大学独自の選考を行うとともに、再雇用・非常勤職員を事務支援センターに一元化するなど、業務に応じた柔軟な配置を行う。
- 職員の学内昇任人事については、能力に応じた適正な人事配置ができるよう現行の公募制度を改善する。

③戦略的な学内資源配分

- 機動的な運営が可能になるように、学長裁量経費を柱として学内資源配分を行い、特にオンリーワン創成活動を支援する。
- 教育力の維持向上のために、中長期的な人事方針を定める。併せて戦略的・重点的な配置を行うために、年俸制の導入等必要な措置を講じる。
- 全学センター・学部附属施設の機能を検証し、再編・整備を進める。

<p>④組織運営の改善</p> <p>○戦略的業務運営を図るための組織等を充実し、適正な業務運営が行われるようなシステムを構築する。</p> <p>○職員の職能開発を推進し、大学経営を担う人材を育成するシステムを構築する。</p> <p>○内部監査を強化し、監査の成果が大学の経営改善に有効に反映されるような組織運営を行う。</p>	<p>④組織運営の改善</p> <p>○全学的な課題に機動的に対応できるよう、経営戦略会議の企画調整機能の向上を図る。併せて部局における部局長のリーダーシップが発揮できる運営体制を強化する。</p> <p>○本学における大学運営・教育研究活動などに関わる史資料を適正に保存・管理する体制を構築する。</p> <p>○遠隔テレビ会議などキャンパス間のネットワーク化を進め機能的な運営を行う。</p> <p>○教員と協働し、教育研究に関わる政策立案ができる専門性の高い職員を育成するための組織を立ち上げ、研修計画・交流計画等の充実によりSDを積極的に行う。</p> <p>○監事の期中監査や監査室による監査結果を踏まえ、関係部局と連携し、業務の改善を行う。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>○事務の効率化・合理化を推進し、事務機能を改善強化する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○業務のアウトソーシング化等を図るとともに、新たなニーズに対応可能な事務機能を整備する。</p> <p>○学生サービスを効率的に行うため、両キャンパスに学生センターを整備する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>○産学公連携体制を強化し、外部研究資金、寄附金その他自己収入の確保に全学的に取り組む健全な財務運営を推進する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費及び寄附金等の外部研究資金の受け入れを促進し、外部資金比率を向上する。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>○全学的かつ経営的な視点に立って業務運営の改善・効率化を行い、経費の節約・抑制を推進する。</p>	<p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>○業務内容の見直し及び人員配置の適正化を進めるため、効率化プログラムを策定し、管理的経費の節減を行う。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>○全学的な視点に立って保有する資産(土地・建物・設備等)の状況を点検し、効果的な運用を推進する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○保有資産や研究資源等を活用した自己収入の増加策を実施する。</p> <p>○運営費交付金、自己収入等について、安全で有効な資金運用を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○大学運営に対して、大学を支える関係者や地域社会など、多方面から受ける外部アドバイスを活用する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○県内及び近隣府県の教育関係者や産業界より意見を聴取し、大学のあり方の検討に活用する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>○社会的説明責任を果たすため教育研究活動、大学運営などの情報を積極的に発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学の広報戦略を策定するとともに、Webページの拡充や学術情報リポジトリの充実、各種メディアとの連携を通じて大学の特色や運営情報を公開する。</p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全学的・経営的視点に立った施設マネジメントを推進し、施設設備の弾力的な有効活用と適切な維持管理を進める。 ○キャンパスアメニティの改善、キャンパスの環境保全に努める。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設全体の利用状況を継続的に調査・点検し、施設設備の有効利用や効率的な活用を行う。 ○施設の老朽化対策と耐震補強等を行い、機能改善を進めインフラ設備を計画的に更新するとともに、予防保全を行う。 ○キャンパスアメニティの改善を進めるとともに、構成員のニーズを踏まえ施設整備マスタープランを更新する。 ○「滋賀大学環境方針」に基づく環境マネジメントを引き続き実施し、新たに環境報告書の作成など、グリーンキャンパスづくりを進める。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員、学生等の安全の管理と健康の維持・増進を図る。 ○情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滋賀大学リスク管理ガイドラインに基づく学内リスク管理体制を充実する。 ○学内の安全と衛生、教職員・学生の健康管理とメンタルヘルスケア、感染症対策等を充実する。 ○個人情報などの漏洩を防止するための規程等を整備し、チェック体制を整える等、情報セキュリティ対策を強化する。
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経理の適正化、法令等に基づく適正な法人運営を進める。 	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各部局課室において、監査室と連携して関係法令の遵守を推進する。 ○不正経理や法令違反を未然に防止するために、監査室、監事、会計監査人及びコンプライアンス室等との連携を強化し、会計監査及び学内業務監査を適切に実施するとともに監査機能の充実を図る。 <p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p>

	<p>9億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>						
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <p>金亀町団地の土地 3,183 m² 及び建物 268 m²（滋賀県彦根市金亀町26番 外2筆）を譲渡する。</p>						
	<p>2 重要な財産を担保に供する計画</p> <p>計画はなし</p>						
	<p>IX 剰余金の使途</p> <p>○決算において剰余金が発生した場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。 						
	<p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1115 986 2049 1136"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模改修</td> <td>総 額 144</td> <td>国立大学財務・経営センター施設費交付金（144百万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	小規模改修	総 額 144	国立大学財務・経営センター施設費交付金（144百万円）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源					
小規模改修	総 額 144	国立大学財務・経営センター施設費交付金（144百万円）					

	<p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>
	<p>2 人事に関する計画</p> <p>ア. 教員の自己評価制度を一層充実させるとともに、教育研究活動等に対する評価を、処遇に反映させる。また、事務職員の能力・実績に基づく人事管理を推進するため、人事評価システムの必要な改善を行う。</p> <p>イ. 事務職員の採用は近畿地区統一採用試験を基本としつつ、大学独自の選考を行うとともに、再雇用・非常勤職員を事務支援センターに一元化するなど、業務に応じた柔軟な配置を行う。</p> <p>ウ. 教員と協働し、教育研究に関わる政策立案ができる専門性の高い職員を育成するための組織を立ち上げ、研修計画・交流計画等の充実によりSDを積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 24,047百万円(退職手当は除く。)</p>
	<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>(PFI事業) 計画はなし</p> <p>(長期借入金) 計画はなし</p> <p>(リース資産) 計画はなし</p>
	<p>4 積立金の使途</p> <p>○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表（学部、研究科等）

学 部	教育学部 経済学部
研究科	教育学研究科 経済学研究科

別表（収容定員）

平成 22 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野720人)
	経済学部	2,240人
	教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
	経済学研究科	122人 (うち博士前期課程 104人 博士後期課程 18人)
平成 23 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野720人)
	経済学部	2,240人
	教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
	経済学研究科	122人 (うち博士前期課程 104人 博士後期課程 18人)
平成 24 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野760人)
	経済学部	2,240人
	教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
	経済学研究科	122人 (うち博士前期課程 104人 博士後期課程 18人)

	平成 25 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野800人)
		経済学部	2,240人
		教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
		経済学研究科	122人 〔うち博士前期課程 104人〕 博士後期課程 18人
	平成 26 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野840人)
		経済学部	2,240人
		教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
		経済学研究科	112人 〔うち博士前期課程 94人〕 博士後期課程 18人
	平成 27 年度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野900人)
		経済学部	2,240人
		教育学研究科	130人 (うち修士課程130人)
		経済学研究科	102人 〔うち博士前期課程 84人〕 博士後期課程 18人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,773
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	144
自己収入	13,871
授業料及び入学料検定料収入	13,579
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	292
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	395
長期借入金収入	0
計	34,183
支出	
業務費	33,644
教育研究経費	33,644
診療経費	0
施設整備費	144
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	395
長期借入金償還金	0
計	34,183

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 24,047 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人滋賀大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y)：その他教育研究経費(②)を対象。

G(y)：基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成 22 年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成 23 年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成 23 年度以降は平成 22 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0 として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,039
経常費用	34,039
業務費	32,309
教育研究経費	5,931
診療経費	0
受託研究費等	285
役員人件費	535
教員人件費	19,684
職員人件費	5,874
一般管理費	1,417
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	313
臨時損失	0
収入の部	34,039
経常収益	34,039
運営費交付金収益	19,686
授業料収益	11,208
入学金収益	1,666
検定料収益	508
附属病院収益	0
受託研究等収益	285
寄附金収益	81
財務収益	9
雑益	283
資産見返負債戻入	313
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び共同研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益及び共同研究収益を含む。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,597
業務活動による支出	33,511
投資活動による支出	672
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,414
資金収入	35,597
業務活動による収入	34,039
運営費交付金による収入	19,773
授業料及び入学科検定料による収入	13,579
附属病院収入	0
受託研究等収入	285
寄附金収入	111
その他の収入	291
投資活動による収入	144
施設費による収入	144
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,414

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。